

熊 本 県 立 高 森 高 等 学 校

～ いじめ防止基本方針 ～

R 2 . 1 2 . 2 2

1 本校の基本的方針

いじめは、人として決して許されない行為であり、生徒の生命に関わる重大な人権侵害である。

本校では、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級・どの子供にも起こりうること、学校生活のあらゆる場面において起こりうるもの、いじめに全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、いじめ防止等に当たる。

教職員自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導に当たり、その教職員の姿勢そのものにより生徒との信頼関係の構築を図るとともに、全ての生徒が「いじめのない明るい学校生活」を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組む。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～令和2年11月24日「熊本県いじめ防止基本方針」（改訂版）より～

※いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※行為対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

※好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導に寄らずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「学校いじめ対策組織」に情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

○金品をたかられる
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
※犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻な事案の場合、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止等のための基本事項

(1) いじめの防止等に関する基本方針

日頃から生徒の動向をよく観察し、いじめをなくす取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、学年、各部、部活動、各家庭、地域社会等を通じ連携を密にして、職員が校長のもと一丸となり、いじめの防止に取り組む。事案が発生した場合は、本校のいじめ問題対応マニュアルに沿って対応する。

※「いじめに負けない」：いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べている。

(2) いじめの防止

根本的ないじめの問題克服のためには、いじめの未然防止の働きかけが必要である。全ての生徒を、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌を作り上げる。

生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国に繋がる生徒等）がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことでいじめの防止等に対応する。

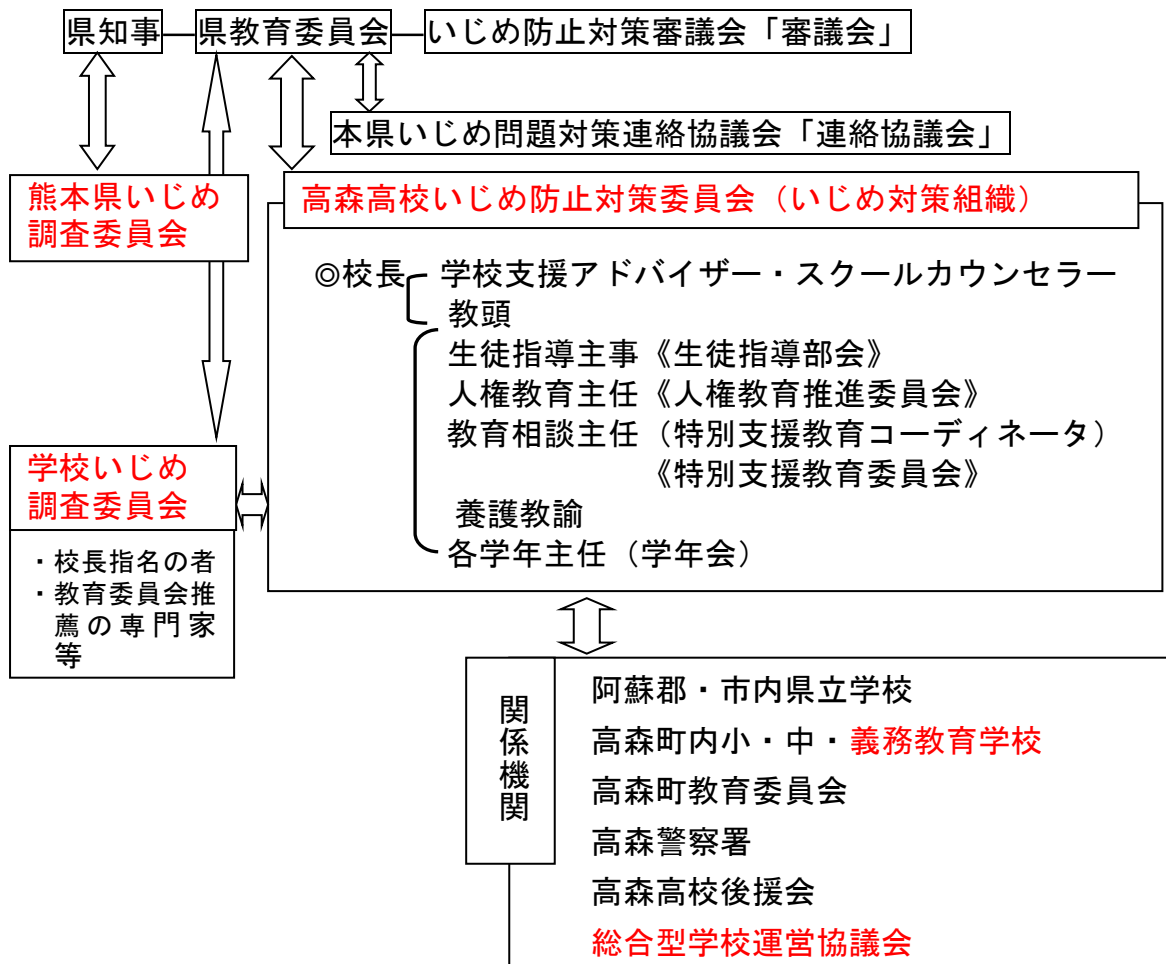
(3) いじめ防止等に向けた本校組織図

特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応し、複数の目による状況の見立てて対応する。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを実効的に行うために、「学校いじめ対策組織」について生徒・保護者に認識される取組を実施する。

「学校いじめ対策組織」は、学校におけるいじめ防止等の中核として、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。情報の収集や記録、共有化の役割を担うため、教職員はわずかな兆候や懸案、生徒からの訴えを抱え込まずに、対応不要であると判断せず、直ちに全て「いじめ防止対策組織」へ報告・相談する。

情報の窓口を一元化するため、教育相談主任（特別支援教育コーディネータ）を情報集約担当者とする。



（４）いじめ防止に向けた具体的な取組

ア いじめ防止

学校教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を通して、豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続的に推進する。

各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準を優先せず、教職員は自身の価値観や事情を一旦取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応する。

- （ア）熊本の心「助けあい、励ましあい、志高く」を大切にし、郷土を愛し、健全な青少年を育成するための気運を醸成する。
- （イ）「自らの強みを活かし、一人一人が輝きを放つ学校」～【自律】：自ら考え、自ら選択し、自ら判断し、自ら行動できる人に～を目指す学校像とし、生徒一人一人にしっかりと目を向け、自己有用感や自己肯定感を感じられる教育を展開する。
- （ウ）社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を、発達の段階に応じた指導や体験をとおして確実に身に付けさせる。
- （エ）人間としての尊厳、自他の生命の尊重や倫理観などの道徳性を養い、豊かな人権感覚を身に付けさせる。
- （オ）日常の教育活動をとおしてコミュニケーション能力を育み、規則正しい

態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように努める。

- (力) 自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通し行動できる力を身に付けさせる。
- (キ) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (ク) 家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進する。
- (ケ) 生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図る。
- (コ) インターネット上でのいじめを「しない、させない」環境作りに努める。また、SNS等のサービス利用で生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から情報モラル教育を充実させる。
- (サ) 「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育の重要性の啓発や家庭教育について学ぶ機会の提供、相談窓口の設置等、家庭教育を支援する。
- (シ) 地域学校共同活動（地域全体で生徒の学びや成長を支えるための学校と地域が連携・協働し行う活動）を推進し、様々な人々との触れ合いや豊かな体験の機会を作ること、他者への理解を深め自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度等を育成する。
- (ス) 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を引き起こし深刻化につながる。特に体罰については生徒の健やかな成長と人格形成を阻害し、生徒によるいじめを助長するおそれもある。研修等により徹底的にその禁止を図る。学校における言語環境の整備に努める。特にアクティブラーニングの授業においては、不適切な発言等を見逃さない教職員の育成に努める。

イ いじめ未然防止の取組

- (ア) 道徳教育
道徳教育の全体計画に沿って、学校活動全般において道徳心を育む取組を行う。
- (イ) 人権教育
本校の人権教育の目標に沿って、生徒の人権尊重の意識を高め、人権感覚を育成する。
- (ウ) 体験活動
様々なボランティア活動への参加やインターンシップ等への取組により地域社会に貢献する意識と自己有用感を高める。
- (エ) 情報モラル教育
警察と連携して行う講演会等をとおして、ICT機器を使用する授業でのモラルの徹底を行い、ICT機器を通じた誹謗中傷等のトラブルが発生しないように努める。
※「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5ヶ条」の周知
- (オ) 生徒会活動
全校集会を利用し、全校生徒が命の大切さについて考える機会を設けるなど、生徒の視点での取組をすすめる。
- (カ) 「心のきずなを深める月間」
心のアンケートや人権教育LHR、校外でのボランティア活動などをとおして、いじめや差別のない明るい社会づくりのための意識の啓発を行う。

- (キ) 「命を大切にする」心を育む指導プログラム
プログラムをとおして、生命がかけがえのない大切なものであることを理解させ、自他の生命の尊さを自覚させる。
- (ク) 学力向上による自己肯定感の育成
「認め、ほめ、励まし、伸ばす」の教育行動指針のもと、わかる授業の実践、校内検定等の実施による基礎学力の定着、考査前学習会等の実施により学力の向上を図り、一人一人の生徒の自己肯定感を高める。

ウ いじめの早期発見

いじめへの迅速な対処の前提である。いじめは気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての教職員が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高める。また、生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です」などと言った言動で判断することなく、保護者に気になる点を伝えるなど、一歩踏み込んだ対応を行う。

エ いじめの早期発見の取組と実施時期

- (ア) 在籍生徒に対し定期的な調査の実施
 - いじめアンケート
 - 「心のアンケート」(学期毎実施)
 - 「子どものサイン発見チェックリスト」(5月の後援会総会で配付)
 - 担任による二者面談(年度当初 2学期等複数回)
 - 家庭訪問(年度当初～夏季休業中 随時)
- (イ) いじめ対処相談体制(保護者への情報提供依頼)
 - 校内相談窓口の周知
教育相談主任、養護教諭、人権教育主任をあてるが、全教職員が相談を受けることが可能であることを周知する。(年度当初)
 - スクールカウンセラーの紹介(5月後援会総会)
 - 気づきメモの案内(5月後援会総会、各学期始め)
 - 外部相談窓口の周知
いじめ匿名通報アプリ「スクールサイン」の一斉導入(年度当初)
「熊本県24時間子どもSOSダイヤル」他の周知(年度当初・長期休業後)
- (ウ) 情報集約・共有
 - スクールカウンセラーとの連携(年間)
 - 人権教育推進委員会兼特別支援教育推進委員会の開催(年間)
 - ※いじめ早期発見のためのチェックリストの確認(年度当初)
- (エ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の資質向上
 - 校内研修(年間計画に沿って実施する)
 - 校外研修等へ案内(随時)
「カウンセリング」「コーチング」「ストレス対処」他
- (オ) 生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法の教育
 - 「SOSの出し方に関する教育」(年間計画に沿って実施)
 - スクールカウンセラーのカウンセリング(随時)
- (カ) 家庭や地域との連携について(随時)
アンケート調査等がいじめが認知されなかった場合は、その結果を生徒や保護者に公表し、認知漏れがないか確認する。
 - 学校から情報発信による啓発

- 校外関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との連携
- 後援会組織、学校運営協議会との連携（各学年委員との情報交換）

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが発生しやすい・発生している可能性がある環境

- 朝 SHR 前や放課後鍵閉め時にいつも机が列から曲がっている。
- 掲示物にたびたび破損や落書きがある。
- 班編成の際に机を集合させた时机同士が離れたりしている。
- 常に周囲の顔色をうかがっているような生徒が見受けられる。
- クラス内で小グループ同士での行動や活動が目立つ。
- 他人の失敗を冷やかす生徒が数多く見受けられる。
- 教職員がいないと真面目に掃除が出来ていない。
- 班編成やグループ分けをすると特定の生徒が残る。
- 誰か特定の生徒に気を遣う雰囲気がある。

いじめられている生徒がいる可能性がある

日常の行動や表情から見受けられる可能性

- 常に誰かの行動や視線を気にしておどおどしている。
- 下を向いて他人と視線を合わせず目立たないようにしている。
- 遅刻、早退、欠席が多い。
- 腹痛や体調不良を訴えて頻繁に保健室を利用したがる。
- 誰かの指示ではしゃいだり意見を言わされたりしている。
- 意味もなくおどおどしたり、にやついたり挙動が不審である。
- 顔色が悪く、明らかに元気がない。
- 制服が汚れていたり破損したりしている。
- 時々涙ぐんだ表情をしている。

授業中や休み時間から見受けられる可能性

- 発言をするとよく周囲から冷やかされている。
- 班編成やグループ分けの際に孤立しやすい。
- 学習意欲が見受けられず別のことに気をとられている。
- 一人でいることが多い。
- 周囲より遅れて教室に入ってくる人が多い。
- 教職員の近くにいたがる。
- 教職員に褒められたり好成績を収めると、冷やかされたり陰口を言われたりする。

昼食時から見受けられる可能性

- 一人で周囲と離れて昼食をとっている。
- 昼食を持ってきていないか、持ってきていても友達にあげている。
- 明らかに食欲がなさそうである。
- 昼食を隠されたり悪戯されたりする。

清掃時から見受けられる可能性

- きつい仕事をいつも押しつけられている。
- 一人で離れて掃除をしている。
- 教職員の近くを掃除したがる。

その他から見受けられる可能性

- 校内に個人を中傷する落書き等がある。
- 持ち物がよくなって壊されたりする。
- 部活動を休みがちになり辞めると言い出したりする。
- 怪我等をしても理由を言いたがらなかつたり隠したりする。
- 必要以上のお金を持ってきていたり、ジュース等をおごったりしている。
- 理由もなく成績が急激に下がる。
- 服装に靴の跡がついていたり、破損が見られたりしている。
- 手足顔等に擦り傷などがある。

いじめている生徒がいる可能性がある

- 教職員の機嫌をとったり、顔をうかがったりするような態度をとる。
- 教職員によって態度や言動、言葉遣いが明らかに違う。
- 周囲の生徒への言葉遣いが荒い。
- よくグループで行動している。
- 特定の仲間意識を持つ傾向にある。
- 教職員の指導に素直に従おうとしない。
- 活発に活動するがそれを周囲に押しつけようとする様子が目立つ。
- よく人の物を借りて使っている。
- 周囲の生徒が明らかに一個人やグループに気を遣っている。
- 自分の意見や考えが通らないとき、態度に表したり言葉遣いが荒くなったり睨みつけたりする。

オ 年間計画

| | 職員会議・研修等 | 防止対策 | 早期発見 | 事案発生時 |
|----|---|---|---|--------------------|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止基本方針 ・「いじめ防止対策を一層推進する上で留意すべき事項」の周知 ・第1回生徒理解研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校／学年／学級の人間関係づくり ・1年宿泊研修「いじめ防止」DVD視聴 ・1年 LHR「ストレス対処教育」 | <ul style="list-style-type: none"> ・二者面談 ・サインの日 ・気づきメモ ・いじめ匿名通報アプリ「スクールサイン」導入 | いじめ対策組織委員・緊急対策職員会議 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・町人権同和教育講演会 ・後援会総会時保護者説明 ・第2回生徒理解研修 | | <ul style="list-style-type: none"> ・参観授業 ・生徒理解調査 | |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育 LHR①【全学年】 ・情報モラル学習 | | |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ防止対策委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区学校警察連携協議会 ・人権教育 LHR②【3年】 ・小中高連携会議① | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・三者面談 | |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・郡人権・同和教育研究大会 ・職員研修（人権教育） ・第3回生徒理解研修 ・第1回いじめ防止職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・共汗の日+親と子の学び | | |
| 9 | | <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係づくり ・SOSの出し方教育 ・3年「ストレス対処教育」 | | |
| 10 | | <ul style="list-style-type: none"> ・県人権子ども集会 ・人間関係づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・二者面談 | |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・1年・2年「ストレス対処教育」 | | |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止対策委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・小中高連携会議② | | |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育 LHR③【3年】 | | |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育 LHR④【1,2年】 男女共同参画社会 | <ul style="list-style-type: none"> ・二者面談 | |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ防止対策委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・小中高連携会議③ ・新入生聞き取り調査 | | |
| 通年 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進員会兼特別支援教育推進員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・全校集会 | <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー面談 | |

(5) いじめへの対処・連携

いじめが認知された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認したうえで、いじめたとされる生徒に対して事実を確認し、本校のいじめ問題対応マニュアルに準じて、適切に指導する等組織的に対応する。

個々の事案に応じて家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。特に寮生や下宿生に関係する事案については保護者と寮や下宿を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧に対応する。

熊本県学校等警察連絡協議会や生指導担当者会議等の連携・協力により、いじめを受けた生徒・その保護者に対する支援、いじめを行った生徒・保護者への指導・助言を適切に行う。

(6) いじめの解消

いじめ事案は速やかな解決が求められるが、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

表面的には解決したと判断せず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分ありえることを踏まえ、教職員は被害生徒・加害生徒について日常的に注意深く観察する。全ての生徒が発生したいじめに向き合っただけでその反省や教訓を糧とし、お互いを尊重し、認め合う集団づくりを進める。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3カ月を目安とする）継続していること。相当の期間はいじめの被害の重大性等によって判断する。

(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。特に寮生などは当該保護者との情報共有や面談等を丁寧に行う。

※チェックポイント

- いじめ問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験活動、その他活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることがなく、報告・連絡・相談を確実にし学校全体で組織的に対応しているか。

4 重大事態への対処

重大事案 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態とは、「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。同条第1号の「生命・心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、目安にかかわらず、学校または県教育委員会の判断により、迅速に調査を着手する。

生徒・保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものと見なし、報告・調査等に当たる。調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。

（1）重大事態の報告

県教育委員会を通じて事態発生について県知事に報告する。

県教育委員会から、事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするか指導を受ける。

（2）重大事態の調査

ア 県教育委員会が調査主体となる場合

法第14条第3項の県教育委員会に設置される附属機関（「審議員」）が調査を行う。

イ 学校が調査主体となる場合「学校いじめ調査委員会」

法第22条の規定に基づく「学校いじめ対策組織」（高森高校いじめ防止対策委員会）を母体として、当該重大事態の性質や事態に応じて適切な専門家を加える。

調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態の同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平さ・客観性・合理性を確保する。

□事案の大まかな事実関係把握のため、調査を行う前に、必要に応じて関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。

□必要に応じて専門家を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めるなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。

- いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- 特定の情報は資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

ウ 具体的対処方法

(ア) 高森高校いじめ防止対策委員会実施

- 迅速な会議の実施
- 校内いじめ防止対策マニュアルの確認

(イ) 熊本県教育委員会を通じて熊本県知事への報告

- 県からの学校に対しての必要な指導あり
- 人的措置含めた支援あり

(ウ) 学校いじめ調査委員会設置

- 熊本県教育委員会との協議のうえ校長が任命する。
- 重大事態の性質に応じて適切な専門家（第三者）を加え、公平性・中立性の確保に留意し組織構成する。

(エ) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 早期に聴き取り等を行うなど基本調査（初期調査）を実施する。
- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。学校と設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

(オ) いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合：当該本人から十分な聴き取りを行う。この際、いじめられた生徒や情報提供した生徒を守ることを最優先とする。（例）質問票により個別の事案が明らかになりいじめられた生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰後への支援や学習支援等を行う。

(カ) いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合：当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行うなどの適切な調査方法を採用する。

生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。調査においては亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持に十分配慮する。

(キ) 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

(ク) 生徒・保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として風評等が流されることもある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する。

(3) 上記調査結果の公表、説明、情報の提供（いじめを受けた生徒・保護者）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒・その保護者に対して、適時かつ適切な方法で説明する。プライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮せねばならないが、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

アンケート結果はいじめられた生徒・その保護者提供する場合があることを念頭に、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する。

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

調査結果については熊本県教育委員会を通じて熊本県知事に報告する。

※在校生及び保護者への公表・状況説明は、熊本県教育委員会の指導・助言を受けて実施する。

(4) 重大事態に関する事後措置・検証

再調査の実施

報告を受けた知事は必要があると認めるときは、調査結果についての調査を専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属の機関「熊本県いじめ調査委員会」で行う。再調査についてもいじめを受けた生徒・その保護者に対して情報を適切に提供する。

5 取組みに対する反省・評価・見直し及び学校評価・教員評価の留意点

(1) 取組に対する反省・評価・見直し

基本方針やマニュアルについて反省・評価し見直しを行う。

(2) 学校評価において、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標設定や、具体的な取組、達成状況を評価し改善に取り組む。

（いじめの早期発見に関する取組、いじめの再発防止に関する取組等）

(3) 教員評価については、いじめ問題を取り扱うに当たっては、いじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。日頃からの生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

※チェックポイント

いじめ問題解決のため、必要に応じ、警察等の地域の関係機関と連携をとっているか。

学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。

後援会組織や地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの早期発見と解決に向けて地域ぐるみで対策を進めているか。